

## おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム設置要綱

### (目的)

第1条 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、業種を超えた幅広い関係者が柔軟に連携し、具体的な対策の検討等を行う「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を設置する。

### (取組内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、以下の項目について具体的な対策の検討や効果検証等を行うとともに、効果的な取組を広く共有・発信する。

- (1) プラスチックごみの排出抑制やプラスチックの資源循環
- (2) プラスチックごみの流出対策
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第3条 プラットフォームは、別表に掲げる常設委員及び目的に賛同する者であって、大阪府が特に認める学識経験者、事業者団体、事業者、NPO並びに行政機関（以下「会員」という。）によって構成する。

### (入会)

第4条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を大阪府に提出し、承認を得なければならない。

### (退会)

第5条 会員は退会しようとするときは、その旨を大阪府に届け出なければならない。

2 本要綱を遵守しないとき又は本プラットフォームの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、大阪府は当該会員を退会させることができる。

- (1) 法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は網力団員を利用したと認められる場合。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合。

(5) プラットフォームの信用を著しく害した場合。

(6) 団体、事業者等が解散又は破産した場合。

(プラットフォーム会議)

第6条 プラットフォームを適正に運営するため、プラットフォーム会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、別表に掲げる常設委員によって構成する。

3 会議は、大阪府環境農林水産部副理事(以下「副理事」という。)が招集する。

4 副理事は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

5 副理事に事故等があった場合は、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課長がその職務を代理する。

6 会議は、プラットフォームの活動全般に関する事項について協議決定する。

7 意見交換を円滑に進めるため、会議に議長を置く。

(分科会)

第7条 プラットフォームに、海洋プラスチックごみ問題に係る取組テーマごとの現状や課題の情報共有、対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行う分科会を設置することができる。

2 分科会は、選定されたテーマに関係する会員で構成する。

3 副理事は、分科会の活動に関し、専門的な観点から意見を聴取するため、学識経験者を、アドバイザーとして置くことができる。

4 その他、副理事が必要と認めるときは、分科会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務局を大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に置く。

(謝金等)

第9条 学識経験者に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。

2 学識経験者に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。ただし、費用弁償の支給についての路程は、所在地の市町村から起算する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年８月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

別表（第３条）

|                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| 宇山 浩                  | 大阪大学大学院工学研究科 教授               |
| 花田 眞理子                | 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員 |
| 原田 禎夫                 | 同志社大学経済学部 准教授                 |
| 日本プラスチック工業連盟          |                               |
| 一般社団法人西日本プラスチック製品工業協会 |                               |
| 日本チェーンストア協会関西支部       |                               |
| 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 |                               |
| 一般社団法人全国清涼飲料連合会       |                               |
| 大阪府農業協同組合中央会          |                               |
| 三井化学株式会社              |                               |
| 株式会社カネカ               |                               |
| 花王株式会社                |                               |
| サラヤ株式会社               |                               |
| サントリーコーポレートビジネス株式会社   |                               |
| 味の素株式会社               |                               |
| ネスレ日本株式会社             |                               |
| ミズノ株式会社               |                               |
| 特定非営利活動法人ごみゼロネット大阪    |                               |
| 大阪市                   |                               |
| 堺市                    |                               |
| 吹田市                   |                               |
| 東大阪市                  |                               |

|          |
|----------|
| 熊取町      |
| 大阪府（事務局） |